

保育施設等を利用する保護者の皆様

仙台市長 郡 和子  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う家庭での保育のお願い

日頃より、本市の保育・教育施設の運営等にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、保育施設等の利用に関して、次のとおりご協力をお願いいたします。

また、保育所等の児童又は職員等に感染症が発生した場合などにおける休園等の取扱いについて、併せてお知らせいたします。

なお、今後の感染症の状況等の変化に伴い、対応を変更する場合には、改めてご案内いたします。

### 記

#### 1 ご家庭等での保育への協力について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐには、多数の人が集まることを可能な限り避けることが重要とされていることから、保護者の皆様におかれましては、ご家庭等での保育が可能な場合には、できる限り保育施設等への登園を控えていただくなど、ご協力をお願いいたします。

なお、市内の保育施設等は原則開所としており、保育が必要な方については、引き続き保育施設等を利用いただけますが、引き続き、施設における感染予防対策や、日常生活における手洗い等の感染予防にご協力くださいますようお願いいたします。

##### (1) ご家庭等での保育を要請する期間

令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

##### (2) 本市の要請に基づきご家庭等で保育いただく場合の保育料の取扱い

0 歳児から 2 歳児については、次の計算式に基づき保育料を日割り計算し、登園を控えていただいた分の保育料を減額します。減額の対象となる期間は、令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 5 月 6 日（水）までといたします。

なお、一度月額保育料を全額お支払いいただき、後日、登園しなかった日数に応じた減額分を還付いたします。その手続き等については別途ご案内いたします。

#### <計算式>

$$\text{月額保育料} \times (\text{その月の開所日数} - \text{その月の欠席日数} (\text{※})) \div 25$$

※ 1 か月ごとに、上記期間の範囲内で、登園しない日を全て減額対象とします。(開所日のうち普段登園をしていない曜日や、期間中の体調不良等による欠席も、上記欠席日数に含めます)

(裏面に続きます)

## 2 本市の保育施設に感染症が発生した場合の臨時休園等の目安について

個別の発生状況に応じ異なりますが、概ね次に掲げる取扱いとします。  
なお、この場合の保育料の取扱いについては、上記1 (2) のとおりです。

### (1) 園児又は職員が感染した状態で登園していた場合

臨時休園します（全部又は一部）。

### (2) 園児又は職員が濃厚接触者として特定された場合

当該園児又は職員に登園自粛を要請します。

また、濃厚接触者が複数いる場合は、臨時休園（全部又は一部）を積極的に検討します。

### (3) 家族等が濃厚接触者として特定された場合

原則として開所を継続しますが、そうした園児が複数いるなど、近隣地域での流行が認められる場合は臨時休園（全部又は一部）も検討します。

※その他、衛生対策強化の観点から臨時消毒作業を行う等により、短期の臨時休園を行う場合があります。

#### 【1について】

仙台市子供未来局認定給付課認定調整係

TEL：022-214-8655

#### 【2について】

仙台市子供未来局運営支援課指導係

TEL：022-214-8179